

第35回基本計画策定・推進専門委員等会議

令和2年8月20日

○飛鳥井議長 皆さん、こんにちは。議長の飛鳥井でございます。初めてのオンライン会議なので、うまく進むことを祈っております。

それでは、ただいまから第35回基本計画策定・推進専門委員等会議を開催いたします。

本日の会議は、ウェブ会議システムを利用して開催しております。警察総合庁舎7階大会議室に、私のほか、関係府省庁の構成員や事務局の方々が出席しております。その他の構成員の方々におかれましては、それぞれウェブ会議システムを利用して御出席いただいております。

また、加藤構成員におかれましては、書面参加をさせていただいております。

なお、菊池構成員にありましては、会議を欠席されるとの連絡を受けております。

次に、関係省庁において構成員の異動がございましたので、御紹介させていただきます。

本日付けで、吉田博史・総務省大臣官房総括審議官、竹内努・法務省大臣官房政策立案総括審議官、大高豪太・国土交通省総合政策局次長が、それぞれ専門委員に任命されております。

本日、御出席いただいております法務省の竹内審議官から一言御挨拶をいただければと思います。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 7月22日付けで、法務省大臣官房政策立案総括審議官を拝命いたしました竹内と申します。前任西山の後任としてこの会議に出席をさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。また、本日は、1つ目の議題に関して、内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室の吉田室長にも御出席いただいております。

それでは、まず本日の議事及び配付資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） それでは、お手元の議事次第を御覧ください。

1点目の議題は、「第5次男女共同参画基本計画案及び同計画の検討結果を踏まえることとされた要望・意見に対する対応の検討」でございます。

資料1-1は、要望・意見のうち、いわゆる男女案件について、関係府省庁の検討結果を一覧にまとめたものでございます。

資料1-2、1-3は、男女共同参画会議の下に置かれました「第5次基本計画策定専門調査会」で本年7月に取りまとめられました、「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」の一部抜粋と概要でございます。資料1-2では、「基本的な考え方（素案）」のうち、新たな犯罪被害者等基本計画と関連する分野である「女性に対するあらゆる暴力の根絶」の部分を抜粋しております。

なお、現在、男女共同参画会議、男女の専門調査会において、令和2年末をめどに、新たな第5次男女共同参画基本計画を策定するスケジュールで検討が進められているところであり、この「基本的な考え方（素案）」は、現時点における取りまとめ結果となります。

次に、資料1-4、1-5は、本年6月に関係府省会議により取りまとめられた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」とその概要でございます。

資料1-6は、各構成員から事前に提出いただきました質問の一覧でございます。

次に、2点目の議題は、「第3次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価案について」でございます。これに関する資料としまして、資料2-1「事前質問を踏まえて修正をした評価案」、資料2-2「各構成員から事前に提出いただいた質問の一覧」をお配りしております。

3点目の議題である「その他」につきましては、「第4次犯罪被害者等基本計画（仮称）案・骨子（案）」の検討を予定しております。

これに関する資料として、資料3-1「新たな基本計画の骨子案」、資料3-2「現行の第3次基本計画と新たな基本計画案を比較・検討した一覧表」をお配りしております。

事務局からは以上となります。

○飛鳥井議長 ありがとうございました。

それでは、1点目の議題である男女案件についての検討を始めたいと思います。男女案件への対応については、男女共同参画会議、男女の専門調査会で行われている検討の状況を踏まえて、新たな犯罪被害者等基本計画に盛り込む施策の内容について検討することとしておりました。

現在、「基本的な考え方（素案）」が取りまとめられたところですが、この段階で、私ども専門委員会等会議において、男女案件の計画案文を検討することにしたいと思います。

なお、犯罪被害者等基本計画と男女共同参画基本計画において大きなそごが生じないように、その点については事務局を通じて調整していただきたいと思いますので、構成員の皆様にあつては、忌憚のない御意見をよろしくお願いいたします。

まず、内閣府から、男女共同参画基本計画の検討状況や、「基本的な考え方（素案）」の内容について御説明いただきたいと思います。お願いいたします。

○内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当） ただいま御紹介いただきました内閣府男女共同参画局の担当審議官をしております伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

先ほど御紹介ありましたとおり、我が局におきましては、現在、本年末を目途に、第5次男女共同参画基本計画を策定するべく、作業を進めているところでございます。新たな犯罪被害者等基本計画と男女共同参画基本計画は、計画期間も令和3年度からの5年間ということで重なってございまして、性犯罪被害者支援など重複する部分につきましては、同様の内容の記載をすることになるものと認識をしております。

男女計画につきましては、先月、専門調査会におきまして、「第5次男女共同参画基本計

画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」を取りまとめました。現在、意見募集を行っているところをごさいますて、今後、公聴会も開催して、最終的に基本的な考え方を取りまとめます。その後、さらに具体的な施策を盛り込んで、年内を目途に閣議決定を行う予定でございます。

新たな計画は、資料1-3、概略資料を御覧いただきたいんですけども、各政策領域におきまして11分野から構成されておりますけれども、本委員会で議論しております性犯罪等への取組につきましては、第5分野の女性に対するあらゆる暴力の根絶に盛り込むこととしてございますて、次のページでございますて、9つの項目から構成されております。簡単に内容を御紹介させていただきます。

まず、1番の女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくりにつきましては、暴力根絶のための広報・啓発等について記載をさせていただきます。

性犯罪・性暴力への対策の推進と、その次の子供、若年層に対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進につきましては、6月にまとめました性犯罪・性暴力対策の強化の方針の内容を盛り込んでございます。この方針につきましては、後ほど担当の室長のほうから説明をいたします。

配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進におきましては、DVの相談体制の充実、児童虐待対応との連携、民間シェルターへの支援や加害者対応などを盛り込んでおります。

その下につきましては項目のみ御紹介させていただきますけれども、ストーカー事案への対策の推進、セクシャルハラスメント防止対策の推進、人身取引対策の推進、インターネット上の女性に対する暴力等への対応、売買春への対策の推進について記載をさせていただきます。この部分の全文につきましては、資料1-2を参照いただきたいと思います。

男女共同参画基本計画におきましても、犯罪被害者等基本計画におきましても、性犯罪・性暴力被害者への支援は重要な課題であると考えてございます。前回の会議でも配付させていただきましたけれども、今年6月11日に性犯罪・性暴力対策の強化の方針を決定しまして、令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間としまして、関係府省が取組を強化することとしてございます。この方針の具体的な内容につきましては、担当室長から説明させていただきます。

○内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長 暴力対策推進室長をしております吉田と申します。よろしく願いいたします。資料1-5に基づきまして、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」の概要について御説明いたします。

最初に、審議官から説明しましたとおり、性犯罪・性暴力対策については、令和2年度から4年度までの3年間を集中強化期間として取り組むこととしております。もともと3年前に刑法の性犯罪部分の改正があり、その中で3年後検討という規定がございました。刑法の検討だけではなく、被害者支援ですとか加害者対策、教育・啓発、そういったものを総合的に行う必要があるということで、内閣府を中心に関係府省会議というのを立ち上

げまして、取りまとめたものでございます。

内容としては、真ん中の下のほうに5つ柱が並んでおりますけれども、刑事法に関する検討ですとか再犯防止施策、被害者支援、教育・啓発などがメニューとして入っております。

2ページですけれども、刑事法に関する検討については、法務省において性犯罪に関する刑事法検討会を立ち上げまして、現在議論が行われております。再犯防止についても、専門的プログラムの拡充ですとか、様々な取組を盛り込んでおります。

3ページからが被害者支援になります。内容として、7番から10番が警察の取組になりますけれども、被害届が出された場合の即時受理ですとか、二次被害の防止ですとか、全国共通番号の周知などが盛り込まれております。

性犯罪・性暴力被害者支援のためのワンストップ支援センターの内容が11番以降に盛り込まれております。

具体的には、警察のハートさんのような形で、全国共通短縮番号の導入ですとか、無料化の検討を行うこと、またワンストップ支援センターについても周知が足りておりませんので、広報周知を行っていく。例えば、中高生に学校を通じて周知していくことすとか、あるいは地域の、例えば産婦人科医に被害者が行ったときに、ワンストップ支援センターにつながるように、地域の関係機関への周知なども進めることにしております。

また、若い方が被害に遭われていますけれども、最近の若い方はなかなか電話で相談することに慣れていないということもありますので、SNS相談を実施していきたいというふうに考えておまして、今年度も10月から1月にかけてできるように現在準備をしておりますけれども、来年度からの本格実施に向けて準備を進めたいと思います。

また、15番ですけれども、夜にも被害に遭われる、あるいは夜になると過去の被害を思い出すということもありますので、そういう方に対応していく必要がある。一方で、24時間365日化を推進しておりますけれども、現在、20都道府県にとどまっております、なかなか難しいという現状もあります。そういう意味で今回、夜間休日コールセンターというのを国のほうで設けて、また一方で、緊急対応のときには都道府県の支援体制と連携できる体制を整えていこうと考えております。

16番ですけれども、ワンストップ支援センターについては、各都道府県に1つ設置するという目標を3次計画の中でも書いていただきまして、2年前の10月に実現しておりますけれども、各県1個であればアクセスが困難だということもありますので、増設を進めていきたいというふうに考えております。

次の4ページになりますけれども、特に性犯罪・性暴力の被害者につきましては、緊急避妊、証拠の採取、性感染症予防など、医療との連携が重要になりますので、そういった病院との連携ですとか、あるいは都道府県などの行政、警察、弁護士、婦人相談所、児童相談所などの関係機関との連携を強化していきたいと考えておまして、そのために、まず国レベルで検討の場を置いて、自治体のほうにこういうふうに進めていきたいと思います

うことを示しながら推進していきたいと考えております。また、そういった地域での連携を進める上で必要となるコーディネーターの配置ですとか、事務職員の配置などの体制の増強ですとか、研修の充実なども進めていきたいと思っております。

21番ですけれども、性暴力の被害に遭われた方は中長期的なトラウマを抱えることも多くありますので、そういったことに対応できる方への支援ですとか、あるいは就労や教育で困難を抱える方もいますので、福祉部局等との連携などを進めていくこととしております。また、医療費負担の軽減ですとか、特に今回、性犯罪・性暴力については、障害者の方も被害に遭われていることが多い、あるいは男性も一定程度被害に遭われているということがありますので、そうした様々な被害者への対応ができるような支援実態の把握ですとか、研修の実施に取り組んでいくこととしております。

次のページですけれども、今回、教育・啓発も予防していく上で大事だということで、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための学校教育というのを進めていくことにしております。具体的には、幼児期から「水着で隠れる部分」は他人に見せない、触らせない、触られたら大人に言うですとか、例えば中学校・高校で「デートDV」などを教材としながら、相手が嫌がることをしないなど、そういったことを具体的に学校の中でも教えていく取組をしていきたいと考えております。

また、27番ですけれども、SOSを子供が出したときに相談を受ける体制をしっかりと整えるですとか、あるいは次のページになりますけれども、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分など、教育関係の取組をさらに進めていくとともに、啓発も強化していきたいと考えております。

以上が、今回まとめた強化方針の骨子概要になりますけれども、こういった政策だけではなく、さらに政治的なメッセージもしっかり出していこうということで、次のページに橋本大臣からのメッセージを掲載しております。

また、その次のページになりますけれども、今回の性犯罪・性暴力対策の強化の方針については、7月1日に総理からもワンストップ支援センターの充実ですとか教育の強化に言及いただき、あるいは骨太の方針でも、この強化の方針に基づいて、今後3年間を集中強化期間として様々な取組を強化するというを明記してございます。

説明は以上になります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、男女案件について検討を行いたいと思っております。資料1-1の関係府省庁の対応案について、資料としてこれは事前に構成員の皆様にお配りしております。

まずは、事前に構成員の方々からいただいた資料1-6にあります御質問について、関係府省庁から順次説明をお願いいたします。事前の御質問への回答が全て終了した後、さらに御質問がある方は挙手をしていただき、御発言を願いたいと思っております。

それでは、まず警察庁からお願いいたします。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） それでは、警察庁から御説明をいた

します。

まず、1 ページの中島構成員からの2 番の御意見、性暴力被害者への避難等の支援に関してです。シェルターへの入所については、例えば配偶者等からの身体的暴力や性的暴力等の、いわゆるDV 事案のように、被害者等に危害が加えられる危険性・切迫性が極めて高いと認められる場合には、保護施設と連携を図りまして、被害者を安全な場所へ速やかに避難させるなど、必要な対応を行っているところでございます。

また、部内のカウンセラーによるカウンセリングですとか、部外カウンセラーの診察料を公費で負担する制度を運用するなど、精神的ケアにも配慮した取組を進めており、次期の計画期間におきましても、これらの取組を推進していきたいと考えております。

次に、2 ページ、中島構成員からの5 番の御質問、ワンストップ支援センターへの支援の充実に関してです。警察庁におきましては、計画案文でお示ししたとおり、内閣府及び厚生労働省と連携し、ワンストップ支援センターにおける取組事例等の新たな内容を含む資料の提供に努めるというふうにしておりますところ、次期計画案におきまして必要な予算を精査した上で、その確保に努めてまいります。

次に、3 ページ、中曽根構成員からの3 番の御質問、ワンストップ支援センター開設・運営の手引の改定要望についてであります。今申し上げましたとおり、内閣府及び厚生労働省と連携いたしまして、ワンストップ支援センターの開設・運営のほか、同センターにおける取組事例等の新たな内容を含む資料の提供に努めてまいることとしております。

次に、3 ページの中曽根構成員からの4 番の質問・御意見、性犯罪証拠採取キット整備の取組についてでありますけれども、今年4 月の時点で37 の都道府県におきまして389 の医療機関等にキットが整備されておまして、その中には病院拠点型ではないワンストップ支援センターも含まれているところであります。引き続き、性犯罪証拠採取キットの整備先機関の拡大に努めてまいります。

次に、5 ページ、正木構成員からの3 番の御質問、カウンセリング費用の公費負担制度の公表時期についてであります。カウンセリング費用の公費負担制度の措置状況につきまして、令和3 年版以降の犯罪被害者白書において、利用実績に関する数字を公表することとしたいと考えております。

次に、5 ページ、正木構成員からの5 番と7 番の御質問、警察職員に対する教育・研修に関してです。要望番号172、232及び391に記載している計画案文につきましては、次期計画では職員に対する研修の充実等という項目内の施策として、まとめて掲載する予定としております。要望番号172と232に記載している計画案文は、性犯罪捜査に従事する警察官等を対象とした研修の箇所のみを抜粋しているということから、このような記載となっております。

次に、7 ページ、伊藤構成員からの1 番の質問・御意見、「二次被害」への用語の統一についてですが、「二次的被害」という用語は、犯罪被害者等基本計画をはじめ指針、地方公共団体の条例等において広く用いられておまして、また変更する理由も認め難いという

ことから、次期計画においても「二次的被害」を用いることにいたします。

次に、7ページ、伊藤構成員からの2番の質問・御意見、犯罪被害者等施策講演会に関してですが、これは平成19年から実施しているところでありますけれども、御指摘を踏まえまして、より効果的な実施方法等について検討してまいりたいと思います。

次に、7ページ、伊藤構成員からの3番の御意見、児童ポルノ事案への対応に関してです。子供の性被害は児童の心身に有害な影響を及ぼし、その人権を著しく侵害する極めて悪質な行為であると認識しております。警察では、こうした低年齢児童を狙ったグループや、児童ポルノ販売グループによる悪質な事犯に対する取締りの強化を図るとともに、被害防止教室の開催、啓発用リーフレット、DVDの作成・活用により、引き続き、被害の未然防止に努めてまいります。

以上でございます。

○飛鳥井議長 それでは次に、内閣府お願いいたします。

○内閣府大臣官房審議官（男女共同参画局担当） 内閣府でございます。性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター等につきまして、幾つか御意見・御質問いただいております。

先ほど御説明いたしましたとおり、関係省庁におきまして6月に強化の方針を取りまとめまして、ワンストップ支援センターの強化につきましてもその中で方針を示してございます。9月から関係省庁や全国知事会等によります強化検討会議を立ち上げまして、具体的な内容を検討していくことにしております。その上で、個別の先生方の御質問に対してお答えをさせていただきます。

まず、中島構成員の質問番号2、性暴力被害者の滞在場所・位置につきましては、ワンストップ支援センターの利用者に対してどのような支援ができるかということにつきまして、婦人保護事業との連携も含めて、先ほど申しました強化検討会議の場において検討してまいりたいと考えてございます。

中島構成員の質問番号5、センターの強化につきましては、これも先ほど御説明したとおり、支援拠点の増設、関係機関との連携強化、緊急時への対応など、具体的な検討を進めたいと考えてございます。

予算につきましては、内閣府におきまして、性犯罪・性暴力被害者支援のための交付金によりまして、都道府県のワンストップ支援センターの事業費等を補助し、センターの運営の安定化、支援の質の向上を推進してございます。今年度、令和2年度の予算は約2億4,700万円と、前年度、令和元年度から増額しております。前年度は2億1,000万円ございました。引き続き、ワンストップ支援センターの強化と併せて、必要な予算確保について努めていきたいと考えてございます。

次に、中曽根構成員の質問番号4にございます証拠採取につきましても重要な課題と認識してございます。キットの整備ですとか、採取する体制、証拠の保管など、警察庁等と連携しながら、強化検討会議において検討してまいりたいと考えてございます。

中曽根構成員の質問番号6、男性被害者の相談しやすい工夫に関する御意見につきまして、ワンストップ支援センターでは、相談者の性別にかかわらず相談を受け付けてございます。昨年行いました調査におきましては、電話相談の1割が男性でございました。来年度にもワンストップ支援センターにおける障害者、男性等の支援の状況についての事例調査・分析を行い、男性に対する広報や支援を含め、必要な取組や好事例を共有し、取組の充実を図ってまいりたいと考えてございます。広報に当たっても、ここは検討してまいります。

それから、正木構成員の質問番号2、被害者の居住、就労支援につきましては、ワンストップ支援センターが被害者のニーズに沿った支援を行えるように、就労、福祉、居住を含めた様々な支援を行う地域の関係機関と連携していくことが重要と考えてございます。内閣府といたしましては、交付金等を活用し、その役割を担うワンストップ支援センターにおけるコーディネーターの配置、常勤化や地域における連携強化を推進してまいりたいと考えてございます。

正木構成員の質問番号4、国が事業主体となってワンストップ支援センターに関与できないかという御質問でございます。被害者の支援に当たりましては、警察、病院等の地域の社会資源と連携しながら取り組む必要がございます。そういうことで、都道府県がワンストップ支援センターの設置主体となる必要があると考えてございます。

これに基づきまして、第3次犯罪被害者等基本計画等に基づいて、平成30年10月に各都道府県に1つのセンターの設置を実現したところでございます。ただ一方で、都道府県ごとに支援の質にばらつきがあるという指摘があることもございまして、今回、強化検討会議を国のレベルで開催し、地域の関係機関の連携強化等について一定の結論を出した上で、各都道府県の取組を、交付金による補助を含めまして、さらに推進してまいりたいと考えてございます。

また、被害者が全国どこでも、いつでも必要な相談ができることが重要でございますけれども、都道府県によっては24時間365日の対応が困難という声があることや全国知事会からの要望も踏まえまして、来年度国において夜間休日コールセンターを整備するなど、国としての必要な役割を果たしてまいりたいと考えてございます。

正木構成員の質問番号6、センターの周知につきましては、先ほど中島構成員の質問番号6にもございましたけれども、これも非常に重要であると考えてございます。このため、全国共通の短縮電話番号を本年10月に開設いたしますとともに、11月の女性に対する暴力をなくす運動では、今年は性暴力をテーマとし、相談窓口の周知を行ってまいります。

また、教育委員会と連携して、高校や中学校での周知、大学のオリエンテーションの機会での周知、さらには地域の産婦人科などからもワンストップ支援センターにつながるができるように、地域の関係機関への周知の強化に努めてまいりたいと思います。

また、若年層が相談しやすいように、SNSを活用した相談を実施してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

続いて、文部科学省お願いいたします。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐 文部科学省でございます。

まず初めに、中曽根構成員からいただきました、教職員の方への被害児童・被害児童の親への理解・配慮、それから他機関との連携強化をお願いいたしますという御意見についてでございます。

これにつきましては様々な教員の研修の機会がございますので、そういった教職員の研修におきまして、性的な被害を受けた児童生徒に対する配慮に係る内容を含めることとか、あるいは被害児童に対応する場合の関係機関との連携の重要性、こういったことについて周知をしまいたいと考えておるところでございます。

続きまして、性犯罪・性被害の教育に関しまして、正木構成員からは教育体制、教育内容について教えてほしいという御質問、それから関連しまして、中島構成員からは性犯罪・性暴力の被害者のための強化の方針、これを受けて、今後どのような教育を指導されるのか教えてほしいという御質問をいただきました。

まず、現状の教育の内容につきましてですけれども、性に関する指導につきまして、小・中・高校における学習指導要領に基づきまして、児童生徒が性に関して正しく理解し、適切に行動を取れるようにすることを目的として、体育科、保健体育科や特別活動、あらゆる教育活動を通じて実施をしているところでございます。

これに限らず、犯罪被害に遭わないための安全教育として、例えば小学校の1年生、低学年、こういった子に対しては知らない人にはついていかないですとか、こういった犯罪に巻き込まれないための防犯教育なども推進しておりますし、また情報モラル教育といたしまして、SNSを通じた、知らない人とつながったときの危険性ですとか、こういったことも指導しているところでございます。

そして、方針を受けて、今後どう取り組んでいくかというところでございますけれども、先ほど内閣府の暴力対策室長からも御説明がありましたけれども、方針の中でも発達段階に応じた教育内容を幾つか例示させていただいておりまして、この例示させていただいている内容を、まずは推進していくことになるかなと考えております。

これまで取り組んでいない学校がいきなり始めようとしても、なかなかハードルが高いということもありますので、今、内閣府と文科省で連携いたしまして、ここで例示させていただいているような内容を分かりやすい教材にして、あるいは先生方が指導に使えるような指導の手引のようなものをまずは作成して、次年度以降、各地方、学校で取り入れていただけるように推進していければと考えているところでございます。

最後ですけれども、正木構成員から性教育関連で様々な御意見・御質問をいただいているところでございます。性被害や性暴力の防止の教育につきましては、今ほど私が申し上げ

たように、これまでも発達段階に応じた指導というのを様々やってきているところがございますけれども、方針を踏まえまして、この計画案文にも性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図るというふうに記載いたしまして、より学校における取組の充実を図ってまいりたいと考えておるところでございます。

また、学校における発達段階に応じた性に関する指導につきましては、学習指導要領に基づきまして、主に体育科、保健体育科の教員、それから養護教諭、学級担任等によって行われているところでございます。また、学校の実情に応じてではございますけれども、地域の医療機関等と連携いたしまして、産婦人科医や助産師等の外部講師を活用して行われている場合もあると承知しているところでございます。

以上でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは最後に、厚生労働省から説明をお願いいたします。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 厚生労働省です。それでは、いただいた質問について順番に回答させていただきます。

まず1ページ目、中島構成員からいただいております、通し番号1番の質問についてでございますけれども、婦人保護施設では利用者の衣食住を安定的に提供し、心理療法担当職員による心理的ケアや個別対応職員などを配置し、支援体制の充実を図り、自立に向けた支援を行っておりますけれども、全国的に利用率が低下傾向にあり、平成29年の年間平均入所者数は304名、定員充足率は23.6%という状況でございます。

御指摘の調査研究結果では、婦人保護施設において、性暴力被害を受けたと思われる入所者に行っている支援として、警察との連携と回答した施設は65.6%であり、今後も警察等との連携が重要になると考えております。引き続き、施設の利用を必要とする方が適切に利用いただけるよう、周知などを図ってまいりたいと考えております。

若年女性を対象とした婦人相談所などの公的機関と民間支援団体との連携による居場所の確保などの支援を行う若年被害女性等支援モデル事業においては、婦人相談所のほか、児童相談所や福祉事務所、警察、医療機関などの機関が幅広く連携して支援に参画することを想定しており、実施状況も踏まえた本格実施に向けた検討の中で、具体的な箇所数などについて整理していきたいと考えております。

続いて、2番ですけれども、婦人保護施設については、昨年10月、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」で取りまとめられた中間まとめにおいて、新たな制度の下で提供される支援の在り方として、多様なニーズに対応し、一人一人の意思を尊重しながら、その者の持つ潜在的な力を引き出しつつ、本人の状況や希望に応じた伴走型支援を目指し、施設入所だけでなく、通所やアウトリーチなど、本人のニーズに応じて必要な支援が行えるような制度としていくことが求められているとされております。

現行の婦人保護事業では、必ずしも十分な対応ができていない支援の体系や施設におけ

る支援の在り方などについては、今後の具体的な制度設計に関する議論の中で検討していきたいと考えております。

続いて、3番でございます。「PTSD対策専門研修」は、トラウマに対する心のケアにおいて必要な知識を系統的に習得させることを目的とする「通常コース」のほか、最先端の専門的知識や技術の習得を目的とする「専門コース」、さらに犯罪・性犯罪被害者への適切な対応を行うために必要な専門的知識と治療対応の習得を目的とする「犯罪・性犯罪被害者コース」といった複数のコースを設置しております。構成員からの御意見も踏まえて、今後の研修の在り方を検討していきたいと考えております。

続いて、4番でございます。特定行為については診療の補助行為であって、看護師が手順書により行う場合に、実践的な理解力・思考力及び判断力並びに高度かつ専門的な組織及び技能が必要とされています。具体的には、直接動脈穿刺法による採血といった先取性の高い技術的な行為であったり、インシュリンの投与量の調整といった高度な判断を伴う行為でありまして、255から700時間の研修が課されているところです。

証拠採取の業務に含まれる検体採取などの診療の補助行為については、既に一般的に看護師が短時間の研修で行うことが可能な業務と認識されており、看護師の特定行為研修制度に位置付けることはなじまないのではないかと考えております。

なお、診療報酬は、提供される医療サービスの対価として診療に要する費用などを勘案して定められるものでありますので、単に医療機関における当該看護師の体制整備等のために診療報酬上の評価を行うことはなじまないと考えております。

続いて、7番でございます。研修の実施についてですけれども、医療従事者に対する犯罪被害者の支援やケアについての研修は、PTSD対策専門研修の実施により、必要な知識や技術、治療対応の習得を支援していきたいと考えております。犯罪被害者等基本法に基づく拠点病院設置の必要性につきましては、本法の主管省庁である警察庁において検討がなされるものと考えておりますけれども、厚生労働省としても性犯罪・性暴力被害者に対する支援が重要であると認識しているため、現在、病院へのワンストップ支援センターの設置について、内閣府とも連携しながら取り組んでいるところでございます。当該センターを通じて、犯罪被害に遭われた方に対し、適切な支援を行うことができる病院等につなげることができるよう、引き続き内閣府と連携し、協力しながら取り組んでまいります。

続いて、中曽根構成員からいただいている御質問でございますけれども、1番でございます。性犯罪被害者の自助グループの継続支援について、直接的な支援は行っておりませんが、犯罪被害者など心身の健康の回復などに中長期的な支援を必要とされる方に対しては、現行の婦人保護事業の枠組みでは、婦人保護施設において心理療法担当職員や個別対応職員などを配置し、自立に向けた支援を行っているところでございます。

続いて、2番でございます。婦人保護事業は、昭和31年制定の売春防止法に基づき、売春を行うおそれのある女子を保護する事業として発足しております。その後、支援のニーズの多様化を踏まえ、DV被害者やストーカー被害者などについても事業の対象として運

用し、さらには事業開始当初は想定されなかった性暴力・性被害に遭った10代の女性の支援といった支援ニーズへの対応も長らく求められているところでございます。

こうした婦人保護事業を取り巻く現状や課題を踏まえ、平成30年7月に設置しました「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」において見直しの議論が進められ、昨年10月に中間取りまとめとして、「婦人保護事業の見直しに関する新たな制度の基本的な考え方」が取りまとめられました。この中間まとめでは、女性は男性に比べ、性差に起因する様々な社会的に困難な問題に直面し、心身面や社会的な面で複合的な課題を抱えることが多いということを踏まえ、人権の擁護と男女平等の実現を図ることの重要性に鑑み、様々な困難な問題に直面する女性を対象とした包括的な支援制度が必要であるとされています。

女性が抱える困難な問題は、近年、複雑多様化・複合的なものとなっており、売春防止法を根拠とした従来の枠組みでは対応に限界が生じているという認識の下、見直しの方向性としては、法制度上も売春防止法ではなく、新たな枠組みを構築していく必要があるとされており、この基本的な考え方に沿って、具体的な制度設計に向けて議論を加速することとしています。

最後に、正木構成員からいただいている御質問でございますけれども、2番でございます。現行の婦人保護事業の枠組みにおいて、婦人相談所、一時保護所、婦人保護施設での支援に対する補助を行っております。現行の枠組みの中で、警察とも連携しながら、取組を進めてまいりたいと考えております。

若年被害女性等支援モデル事業における居場所の提供に関する支援については、若年被害女性等の身体的・心理的な状態であったり、家庭環境により一時的に安心・安全な居場所での支援が必要と判断した場合に居場所を提供し、食事の提供などの日常生活上の支援、不安や悩みなどに対する相談支援を実施しております。

8番についてですけれども、御指摘の内容については重要であると認識をしております。第4次犯罪被害者等基本計画において、民生委員・児童委員が犯罪被害者等も含め、地域住民に対する適切な相談支援を行うことができるよう、その資質向上のための研修の実施を支援することとしております。

厚労省からは以上になります。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、構成員の方々から御意見を伺いたしたいと思います。どなたからでも結構ですので、男女案件に関する関係府省庁のただいまの検討結果につきまして、御意見・御質問のある方は挙手をお願いいたします。それから、ふだんよりちょっとゆっくり目にお話しただけると、皆さん分かりやすいと思いますので、お願いいたします。

○飛鳥井議長 それでは、中島構成員。

○中島構成員 丁寧な御説明ありがとうございました。2つ質問があります。1つは内閣府に対して、もう一つは文部科学省に対してです。

内閣府に対しての質問です。ワンストップ支援センターの増設を行われるということは非常に喜ばしいと思っております。増設の目標はどのように立てられているのかなと思われました。おっしゃるとおり、各県に1つでは全然足りない状況、アクセス困難という問題があると思います。例えば人口何万人当たりには1か所になるようにとか、あるいは各都道府県に最低何か所とか、何かそういう目標を立てていらっしゃるかどうかというのを伺いしたいと思っておりますので、内閣府からお願いします。

○内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長 内閣府でございます。中島先生からはワンストップ支援センターの増設に関する数値目標、例えば人口比などを設けるかというお話がありました。ワンストップ支援センター等の増設という方針は示しておりますけれども、実際にどのような形のをワンストップ支援センター等として増やしていくかですとか、これから地方自治体と相談をしていかないといけない状況ですので、今現在の時点でこれをどういうふうに目標を立てるかということについては、まだ方向性は考えておりませんが、今後9月以降、地方自治体等とも相談しながら、しっかり検討していきたいと思っております。

なお、その際に、人口比という話もありましたけれども、例えば北海道のような広い道県では、アクセスをしやすいかという観点もありますので、必ずしも人口比だけではなく、広さですとかアクセスのしやすさ、そうしたものを踏まえて、各地方自治体の実情に応じて広げていくことが大事だと思っております。

以上です。

○飛鳥井議長 ほかの方、いかがでしょうか。正木構成員お願いします。

○正木構成員 まず1点、文科省に対してなんですけれども、性教育の充実・取組というのは大変重要だと思っているのですけれども、今現在それに取り組んでおられるということなんですけれども、これはより取組を強化していかなければならない事項であると考えておりますが、計画案文に入れられないということなんですけれども、なぜこれだけ重要なことを計画案文に入れられないのかということについてお答えいただきたい。

それから、性教育はだれが担当しているかということで、保健体育科の先生ないしは担任というお話があったんですけれども、担任等から被害を受けるケースも報道されていると思うんです。そういう場合に、担任が性教育をすることに対しての問題点をどのように認識されておられるのか。そして、このようなことが起こり得るということで、どのような配慮を考えておられるのか、その点について文科省にお尋ねしたいと思っております。

それからもう1点、内閣府に対してなんですけれども、ワンストップ支援センターの関係です。事業主体として、国が事業主体になることはできないかという質問を投げたわけなんですけれども、先ほどもちょっとお答えがありましたけれども、ワンストップ支援センターについてはアクセスが非常に重要だと考えています。どこからでも何とかアクセスができる場所にワンストップ支援センターが存在することが重要だと思うんですけれども、そうすると地方公共団体に任せていては偏在というものが生じて、アクセスの不便なとこ

ろになかなか設置できないという状況が出てくるのだと思います。

そういうことを考えると、アクセス障害をなくすという点から、そういうアクセスの困難なところに関しては、国が事業主体となって積極的に推し進めていく必要があるのではないかと考えるところなんですけれども、その点についての御見解をお聞きしたいと思います。

以上です。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

○文部科学省 文部科学省でございます。性教育、性に関する指導について御意見をいただきました。

性教育の充実につきまして、なぜ計画案文に入れないのかということですが、性に関する指導に関して、書き方が少し誤解を招くような書き方をしてしまったところなんですけれども、要は性被害、性犯罪を予防する教育につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、これまでも文部科学省全体で取り組んでおります。それを引き続き推進するとともに、性被害・性犯罪予防に関する教育につきましては、計画案文に書かせていただきましたとおり、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図るため、教材や啓発資料の作成等を推進するというふうにございまして、性犯罪・性暴力対策の強化の方針に基づきまして、先ほど内閣府等からも御説明があったとおり、水着で隠れる部分については触らせない、もし触られたら大人に言うなどの取組を強力に推進していきたいと考えているところでございます。

また、学級担任等から性被害がある場合もあるということで、それについてどう考えるのかということなんですけれども、わいせつ行為をするような教員に対しては、先ほども申し上げたような性犯罪・性暴力対策の強化の方針において、わいせつ行為を行った教員等の厳正な処分というところで取組を推進する予定でございます。

確かに学級担任が性に関する指導をやりにくいとか、やることに対する課題というものがございます。学校によっては、その場合に、先ほども少し御説明させていただきましたが、地域の産婦人科医ですとか助産師さん等に御協力をいただきまして、学校における性に関する指導を行っているところでございます。

以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。時間が押していますけれども、それではもう一つ、正木構成員から御質問がありました人口過疎地でのワンストップ支援センターの利用について、あるいはアクセスについて内閣府から。

○内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長 内閣府でございます。ワンストップ支援センターについて、例えばアクセスが困難な場所においては、国の責任においてしっかりと推進すべきでないかというお話をいただきました。

ワンストップ支援センターについては、先ほども説明をいたしましたとおり、地域における警察ですとか、病院ですとか、あるいは弁護士会ですとか、様々な関係機関と連携し

でワンストップ支援センターとしての機能を果たしていく必要があります。

そういう意味でも、地方公共団体においてしっかりと整備をしていく。特に、今回ワンストップ支援センター、今あるものを必ずしも増やしていくだけではなく、例えば地域における公立病院ですとか、そういうところなども活用しながら、支援拠点というのをしっかり増やしていきたいと考えております。そうしたときには、都道府県において、事業主体として責任を果たしていただくとともに、内閣府としても、例えば交付金ですとか、あるいは一定の方向をしっかりと示していくですとか、そういう形で後押しをしていきたいと考えております。

なお、全てを国が行うというよりも、都道府県がしっかりと責任を持って行う、行政としても、またそうしたことを議会としてもきちんとチェックしていく、そうしたことが重要であると考えております。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

中曽根構成員をお願いします。

○中曽根構成員 説明ありがとうございます。内閣府の方をお願いしたいんですけども、先ほど医療機関併設型でないワンストップ支援センターにも性犯罪の証拠採取キットが整備されているところがあるというふうに御説明がありましたが、389の中、ワンストップ支援センターでそういう証拠採取キットが整備されているところというのはどのぐらいあるんでしょうか。現実には冷凍庫などを用意したりしながら、証拠能力を維持するということはとても大変なことだと思われれます。ですので、一体どのぐらいの民間のワンストップ支援センターにそういうものがあるのかということがもしお分かりだったら、教えていただきたいと思えます。これが1点目。

もう一つ、2点目は厚生労働省の方をお願いしたいんですが、先ほど内閣府と連携をして、拠点病院を増やしていくということを考えているという説明がありました。現実、産婦人科医の先生方は全国的に不足しているというか、実際そういうふうだと思うんですね。そういう中で、医師も結構負担がかかることだと思うんですけども、そういう意味では日本医師会とか、あるいは全国の産婦人科医会に国としてというか、省庁としてお願いをして、医師の協力を求めるようなことというのはもちろんやっておられるということによろしいんでしょうか。

以上です。

○飛鳥井議長 内閣府と厚労省お願いいたします。

○内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室長 内閣府でございます。いわゆるレイプキット、証拠採取用のキットの配備状況につきましては、先ほどの答弁が389というのは警察庁のほうからのお答えがありましたが、実際、今、ワンストップ支援センターでどれだけ配備されているかというのは、内閣府で正確には把握していませんけれども、幾つかのワンストップ支援センターにおいては、キットが配備されていまして、もし被害者がいて、病院などに行くというときにはそのキットを併せて持って行って、そこで採取するという

ことをしていると承知しています。

また、都道府県によっては、病院の中にワンストップ支援センターが置かれていまして、そこで証拠を採取して、そのまま超低温の冷凍庫で証拠を保管しているというところもございます。

ただ、そうした設備を持つには難しいところもありますので、例えば別の県ではございますけれども、ワンストップ支援センターで証拠採取キットを持っている、あるいは病院で証拠採取キットを持っている、そこで採取をして警察に連絡すると、警察が24時間以内に来てくれて、その証拠を匿名で保管をしてくれる、被害届がなくても保管をしてくれるという取組をさせていただいている都道府県もあります。

そうした好事例などを把握しながら、証拠採取の在り方、すなわちそういったキットをどのように配備するか、どのように採取をするか、またどのように保管をしていくかというのを関係省庁と今後検討して、地方自治体に考え方を示し、証拠採取というのがより円滑にできるように、より多くのところでできるように進めていきたいと考えております。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 厚生労働省でございます。先生から御指摘いただいた医師会等への要請について、現時点では実施しているかどうか確認できていないんですけれども、御指摘を踏まえて、適切に対応するようにさせていただきたいと思っております。御意見ありがとうございました。

○飛鳥井議長 それでは、ちょっと論議が尽きないのですが、あと2つ議題が残っておりますので、一旦この議案についてはここで終わりたいと思っております。

それで5分ほど休憩をいただいて、この会場内を換気しないといけませんので、しばらくお時間いただければと思います。

(休 憩)

○飛鳥井議長 皆さんおそろいでしょうか。聞こえていますでしょうか。

それでは、議事を再開したいと思います。申し訳ないことにストレスを感じる会議となってしまうかもしれませんが、今の議案についても恐らく御意見ほかにもある方おありになると思っておりますので、書面でまた追加していただければと思います。また、皆さんの中で書面で共有していただいた御意見を踏まえまして、関係省庁において改めて計画案文を検討し、次回の会議までに再度お示ししていただければと思います。

それでは、次に議題の2つ目であります、第3次犯罪被害者等基本計画の実施状況の評価案について検討を行いたいと思っております。第3次基本計画の評価案につきましては、本年1月の第29回会議において一度御議論いただき、構成員の皆様から御了承いただきましたが、再度お示しした上で、最終的な評価として確定していただくこととしておりました。本日、改めて評価案を検討したいと思います。

まず、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。それでは、資料2-1の評価案を御覧ください。

この資料は、第29回会議でお示しした第3次基本計画の評価案を基に、今回修正した部分を赤字の見え消しで表記したものでございます。事務局において、資料2-2にあります、構成員の方々から事前に提出いただいた御意見等を踏まえて、修正案を作成したものでございます。

まず、評価案1 ページ目の1、損害賠償の請求についての援助等の評価についてですが、川出構成員から、講じられた主な施策の記載と評価の記載が対応するよう、調査に関わる事項を評価に加えたほうがよいとの御意見をいただきました。これにつきましては、日弁連の協力を得て実施した調査について追記をしております。

次に、評価案1 ページ目の2、給付金の支給に係る制度の充実等にある、カウンセリング等心理療法の費用の公費負担の評価の3行目に関して、正木構成員から、臨床心理士資格等を有する警察部内カウンセラーが相当数配置されたという記載を、具体的な数値に表現できないかと御意見をいただきましたので、具体的な数値を記載しております。

また、心理療法の費用の公費負担に関して、中曽根構成員から、犯罪被害者支援団体の相談員・支援員の研修等でも周知徹底をしてほしい旨の御意見をいただきました。この点、都道府県警察において、民間被害者支援団体の支援員の育成や能力向上を目指した研修会等に警察職員を派遣し、警察における施策等について説明を行っているところであり、その中でカウンセリング費用の公費負担制度についても説明がなされていると承知しております。御指摘を踏まえまして、引き続き、研修会等の場を通じて同制度の周知に努めるよう、都道府県警察を指導してまいりたいと考えております。

次に、評価案2 ページ目のワンストップ支援センターの設置促進に関して、正木構成員からワンストップ支援センターの設置促進の追記について御意見をいただきましたので、その旨の追記を行っております。

そのほかにも、若干語句等の訂正を行っております。

事務局からは以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明のありました評価案につきまして、改めて御意見等がございましたらお願いいたします。御意見のある方は挙手をお願いいたします。小木曾構成員。

○小木曾構成員 ありがとうございます。小木曾です。

第2の2の最後の1行に「今後は、更なる体制の強化及び運用面の充実を図る必要がある」とあるんですが、そのうちの「更なる体制の強化」というのは何か具体的なイメージがあるのであれば、一言でも書き添えたほうが良いような気がしました。

そういう目で、第4次基本計画を見ましたら、その14ページに(12)と(13)という記述がありまして、そこに体制の強化が具体的に書かれていますので、恐らくそれがイメージされているのではないかと思うんですが、それを3次の評価のほうに一言でも加えれば、イメージが具体的になるかなと思いました。

以上です。

○飛鳥井議長 厚生労働省のほうで何かコメントありますか。

○厚生労働省政策統括室室長補佐 厚生労働省でございます。御指摘を踏まえて、一度持ち帰って検討させていただければと思います。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。持ち帰って検討していただくということです。

ほかの方、いかがでしょうか。伊藤構成員。

○伊藤構成員 資料2-1の第3の刑事手続への関与拡充への取組について、評価のところに「今後は、必要に応じて、犯罪被害者等の意見等も踏まえつつ」ということで文言が入ったのは良かったと思います。ただ、「意見等も踏まえつつ」というのですが、せっかくですので、もうちょっと踏み込んで記載していただけないかなと思っています。

というのは、この手続への関与が拡充し、第3次計画というのがまさに進んできましたが、足りないところは何かというところ、犯罪被害者の方の意見、評価、フィードバック、感想といったものが入ってきてなかったというのが大きいので、その点を改善するということをしちんと。法務省として被害者に対して、被害者自身の声を反映させて制度を改善してくだというのを明記していただきたいと強く思っていますので、この辺の御検討をお願いします。

もう1点は、第5の国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組について、評価がずっと書いてあるんですけども、一般的過ぎるのかなと思います。以前の検討でも同じことが言われていたことかと思うので、もう少し国民の理解の増進に向けて、第3次計画の中で足りなかったこと、例えば、若い人へのこういう被害者支援の浸透はなかなか入っていないと思います。毎年犯罪被害者週間で全国大会などがありますが、そのときの反省なども踏まえて、踏み込んだ形の評価が入ったほうがいいのかと思っています。

以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、まず法務省のほうから、現在の刑事手続について、犯罪被害者の方たちからのフィードバックを少し反映するようなことについて、何かコメントがあれば。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。御指摘をありがとうございました。

犯罪被害者の方の置かれた立場ですとか状況に配慮しつつ検討を進めることは、当然のことです。いただいた御指摘を踏まえつつ、どんなことが書けるかということで検討を進めたいと思います。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。よろしいですか。

それでは次に、これは警察庁がよろしいですか。国民の理解を進めるということの第4次基本計画に向けた課題、どういうところがまだ課題なのかということ、何かコメントがあればお願いします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁でございます。いただいた御指摘を踏まえまして、こちらの国民の理解の増進の書きぶりについて、次回までに検討し

たいと考えております。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

それでは、いただいた御意見を踏まえまして、また改めて各省庁で検討いただいて、最終的な評価として確定していきたいと思えます。

それでは次に、議題の3つ目のその他についてですが、新たな基本計画の骨子（案）についての検討を行いたいと思えます。

まずは事務局から、資料の説明をお願いいたします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 事務局でございます。まずは資料3-1の骨子（案）を御覧ください。

新たな基本計画の名称にあつては、仮称ですが、第4次犯罪被害者等基本計画としております。

1枚おめぐりください。まず、基本計画の計画期間にあつては、現行の第3次基本計画と同様に5か年としております。4つの基本方針、5つの重点課題及び推進体制についても、第3次基本計画から引き続き維持することとしております。

なお、本年1月の第29回会議においては、新たな基本計画においても5つの重点課題を維持するか否かについて御検討いただきましたが、その際には、これを維持するという御意見でありました。

それ以降のページには、具体的な施策の計画案文について記載しております。ここに記載してあります計画案文は、資料3-2の対比表にある計画案文と同じものを記載しております。

なお、新規の計画案文や現行の第3次基本計画から変更した部分については、分かりやすいように事務局のほうで下線を引いております。また、記載している計画案文は、新たな基本計画となる全ての案文がそろっているわけではなく、本日の会議の時点までに関係府省庁から提出していただいた第1次案を記載しております。骨子（案）の中で【P】と記載している部分や、現在関係府省庁で検討いただいている案文については、次回の会議までに改めてお示ししたいと考えております。

次に、資料3-2の対比表は、第3次基本計画と新たな計画案文を対比したものでございます。

事務局からは以上です。

○飛鳥井議長 ありがとうございました。

それでは、新たな基本計画の骨子（案）について検討していきたいと思えます。この骨子（案）と対比表については、事務局から構成員の方々に事前にお送りして、御検討いただいているところですが、本日の会議と次回の会議の2回で検討を行う予定としております。

本日の会議では、今の時点でお気づきのところについて、御意見・御質問を伺えればと思えます。なお、構成員の皆様には、さらに今後、この資料を御検討いただき、御意見等

を事前に提出していただきまして、その上で各省庁から回答いただいて、9月の会議ですらに議論を行いたいと思います。

具体的な内容についてはまた後半お伺いしますので、まずはじめの議論として骨子(案)の大枠について、新たな計画案文の名称及び計画期間、基本方針、重点課題、推進体制について御意見等があればお願いいたします。大枠等について特に御意見がなければ、御了承していただいたとしていただきますが、よろしいでしょうか。

それでは、特に御異論はないようですので、新たな計画案文の名称等については、ひとまず了承されたものとします。今後の検討において修正等を行う必要が出てきた場合には、改めて検討したいと思います。

続きまして、骨子(案)のうち、具体的な施策の計画案文について御意見等があればお伺いしたいと思います。これからの時間とそれから次回の会議で、またこの点については御意見を伺いますが、今日のところは、構成員の皆さんから今の時点でのコメントをいただければと思いますので、できればお一人、お一人から御意見を伺えればと思います。

では、どなたからでも結構ですので、御意見をお願いできますでしょうか。中島委員どうぞ。

○中島構成員 まだ全体を読み込めていないところがあるので、今日のことに関連したところで御検討いただきたいと思いましたが、第5章の国民の理解の増進と配慮・協力の確保の取組のところでは、文部科学省のほうで(3)に子供たちに対する学習の充実が書かれていると思いますが、本日、性犯罪・性暴力対策の強化の方針に当たって、かなり踏み込んだ文部科学省の方針が出されたと思います。

それは非常に評価しているところで、なぜかという、今までこの項目、実際に子供たちに犯罪被害防止教育、対応策教育という項目がずっと盛り込まれない状況にあったといういきさつがありました。ぜひ今回の性暴力対策強化の方針で出た内容をしっかり案文として盛り込んでいただきたいと思っておりますので、文科省にはよろしく御検討いただきたいと思います。

○文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課課長補佐 文部科学省でございます。御指摘ありがとうございます。

先ほどの質問の回答でも触れさせていただきましたけれども、6月の政府の強化方針を踏まえまして、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないような、子供の発達段階に配慮した教育の充実を図るといった内容の文言をこちらにも記載する方向で検討を進めたいと考えております。ありがとうございます。

○飛鳥井議長 ほかの構成員の方、いかがでしょうか。太田構成員お願いします。

○太田構成員 太田です。第2の2の11ページになりますけれども、安全の確保のところにある2の医療観察制度における加害者の処遇段階に関する情報提供の適正な運用というところについてお尋ねしたいと思います。

これは新たに入った案文だと思いますけれども、私、この制度を詳しく知らないもので

すから、現在、医療観察制度における対象者の処遇段階における情報提供について、どの程度提供がなされていて、今度は「一層円滑かつ適正な運用に努める」とあるので、どこに不足があるというふうにお考えになられているのか、これについて確認させていただければというのが1つ目です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。今御指摘いただきました医療観察制度における加害者の処遇段階等に関する情報提供でございますが、これは平成30年7月から始めております。対象者の処遇段階がどうなっているかということについて情報提供するものでございますが、制度自体始まった段階で、まだ日がそれほどたっておりませんので、今後はさらに円滑かつ適正な運用に努めるという趣旨で、今回新たに書かせていただいたものでございます。

○飛鳥井議長 それでは、もう一つの御質問をお願いします。

○太田構成員 今回の点についても、具体的にどういった内容を情報提供しているのかというのがもし分かれば、次回、情報提供していただければと思います。

その次、警察庁への質問で、その次の12ページ（6）の警察における再被害防止措置の推進というところに関する意見ですけれども、今回ここに改訂の案文が入りまして、「再犯防止を図るため」という文言が入ったのは非常にいいかと、内容がはっきりしたと思うんですが、そうすると再犯防止を図るために何をやっているかということ、出所後の定期的な所在確認を実施するなど、「など」というのがありますけれども、定期的な所在確認を実施することがなぜ再犯防止につながるのかということのはっきりしません。これはもう少しいろんなことをやっているのか、そこをもう少し書いたほうがいいのではないかと思います。ちょっと書きぶりが難しいかと思うんですけれども、例えば面談などを行うようになっているとか、そういったことを含めて書いたほうがいいのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。

○飛鳥井議長 警察庁をお願いします。

○警察庁長官官房給与厚生課犯罪被害者支援室調査官 警察庁でございます。御指摘どうもありがとうございます。

御指摘いただいたとおり、再犯防止を図るためというところで、趣旨をはっきりさせていただいたものでございますけれども、この所在確認を実施するという記載について、またどういった書きぶりができるのか、御指摘を踏まえてさらに検討したいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○太田構成員 よろしくをお願いします。

○飛鳥井議長 ほかの構成員の方、いかがでしょうか。小木曾構成員をお願いします。

○小木曾構成員 第3の刑事手続への関与拡充の取組で、1で刑事に関する手続への参加の機会の拡充とありますが、現在の意見陳述とか手続参加ですね、被害者参加制度がないときには関与拡充の取組という言葉がふさわしかったらと思うんですが、2の具体的な施策を見ますと、関与を拡充させるためのというよりは、むしろ、今、参加の機会が与

えられている、それをより効果的に利用するための施策の充実といった内容が記載されているようなので、タイトルと見出し、それと具体的な施策がマッチしているのかどうか検討の余地があるような気がします。

以上です。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。構成員御指摘のとおり、刑事手続への被害者関与につきましては、制度としては大分出来上がってきているところでして、今後はさらにそれをいかに効果的に運用するかということになってくるかと思えます。

タイトルと中身がマッチしているかということにつきましては、関係省庁と少し協議させていただいて、検討したいと思えます。

○小木曾構成員 よろしくお願ひします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

ほかの構成員の方、いかがでしょうか。正木構成員お願ひします。

○正木構成員 正木です。どうぞよろしくお願ひします。

一般的なことなんですけれども、前回、国費による犯罪被害者支援弁護士制度の導入について、御報告が法務省のほうからございました。そこで、当会議等の議論等も踏まえて新たに検討した結果、法務省において検討会を立ち上げ、論点整理を行うという内容の報告があったかと思うんです。

そこで、3点ほど意見と質問があるんですけれども、この検討会というのは、犯罪被害者支援弁護士制度検討会第1回が7月29日に開催されたもの、これでいいのかどうかということと、新たに検討を踏まえた結果、論点整理の組織を立ち上げるということになったんですけれども、参考資料として配られている資料2ですけれども、その要望事項の31番なんですけれども、整理案Cについて、新たな検討結果を踏まえると、変更する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

それから、今回の計画案文、まだ精査したわけではないのですが、ざっと見させていただいたところ、新たに論点整理をして検討するというふうに報告があったにもかかわらず、国費による犯罪被害者支援弁護士制度についての言及が計画案文にないように思うのですが、その点については、検討組織を立ち上げて論点整理をするというふうに進んでいるのですが、計画案文に何らかの形で盛り込んでいただけないかという3点でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、法務省のほうからお願いいたします。前回、法務省のほうからの国費による犯罪被害者支援弁護士制度の導入ということについて、検討会を立ち上げるといったようなお答えがありました。これを4次計画の中にどこまで盛り込んでいくのかといったような御質問だったと思えます。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。構成員御指摘いただきまし

た犯罪被害者支援弁護士制度検討会でございますが、御指摘のとおり、7月29日に第1回の会議を開催しております。会議につきましては、弁護士の方あるいは学者の方、それから被害者支援団体の方に委員として加わっていただき、内閣府、警察庁、それから法テラスにもオブザーバーとして加わっていただいたものでございます。

第1回会議におきましては、現在、弁護士会が法テラスに委託事業としてやっていらっしゃる被害者弁護士支援事業について、一般的に御紹介いただいたというものでございます。中身の議論にはまだ入っておりませんので、この会でまだ御報告できるほどのものはございません。

それから、計画案文との関係でございますが、この検討会を踏まえて、案文に入れるかどうかということになるかと思いますが、この会議での議論ですとか、あるいはこの検討会における検討状況を踏まえて、さらに検討してまいりたいと考えております。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

○正木構成員 ただいまのお答えで1点回答が抜けたと思うんですけれども、参考資料2については改めて書き直すお考えがあるのかどうかという点はいかがでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。失礼いたしました。構成員御指摘の参考資料2というのは、どれに当たるものでございましょうか。

○正木構成員 すみません。今回、参考資料2として配られた第3次犯罪被害者基本計画見直しに関する要望意見に対する整理案の部分なんですけれども、AとかBとかCに分類されているものなんです。これなんです。

○飛鳥井議長 すみません。こちらのほうに配付してなかったものですから、また改めて書面で御意見いただけますでしょうか。

○正木構成員 分かりました。

○飛鳥井議長 すみません。

それでは、ほかの方、よろしいでしょうか。何かあれば、伊藤構成員お願いします。

○伊藤構成員 すみません。ハレーションを起こしちゃって、発言できなかったことと関連しているんですが、基本計画案文の中でも「二次的被害」という言葉で統一されているわけなんですけれども、警察庁の案としては。

ただ、何回も申し上げて恐縮なんですけれども、例えば今日配られた資料の中で資料1-5、だからこれは内閣府のほうで出した資料では「二次被害」という言葉を使っていますね。例えば端的に、橋本聖子内閣府特命担当大臣のメッセージというのを載せてくださっていますけれども、6月11日付のメッセージでは「二次被害を生まない」「被害者をしっかりと支援する」。このことを守っていきますという書き方、「二次被害」という言葉を使っておられて、先ほどの御説明では、二次的被害が定着しているから、しかも地方自治体の条例でも二次的被害にしているところが多いと。それから、そもそも基本法で二次的被害だったという御説明だったと思うんですけれども、省庁間で違うということですね。

文部科学省は「二次的被害」を使っていたと思いますし、内閣府は「二次被害」を使っ

ているわけで、省庁間でも用語のそごがあり、しかも先ほどの御説明の中で、最近できてきている地方自治体の被害者支援に特化した条例では、その辺、迷っているところが多かったけれども、結局二次被害を採用したところのほうがむしろ多いという指摘もあります。

省庁間でも使う言葉が違っており、本当に統一するんだったら二次的被害にするのか、もし二次被害に変えるとしたら今がチャンスだと私は思っています。ばらばらな使い方をするよりも、同じ内容を指しているわけですので、用語は統一するというのを、しっかり検討していただくとありがたいと思います。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。いろんところで二次被害か、二次的被害かといったような議論が最近増えていますけれども、ただ、もともと二次的被害という言葉は、第1次基本計画のときに、構成員の方々からこの問題は非常に重要だということで意見が出されまして、当時座長であられた宮澤浩一先生や山上皓先生がまとめられた中で、「二次的被害」という言葉がずっと定着してきたんだと思います。

もとをたどれば、警察庁の被害者対策要綱のときに、捜査や公判手続の中で二次的被害の軽減ということがうたわれまして、以来25年間、この言葉が定着してきているんですが、ただ最近、二次被害という言葉もよく言われるようになりまして、省庁間で違いがあって、これをそろえる必要があるのか、あるいは既に定着している言葉なので、多少のずれがあっても良しとするのかということだと思います。

○伊藤構成員 御説明ありがとうございます。警察庁からの説明もありましたら。

○飛鳥井議長 警察庁のほうで何かコメントはありますか。

○警察庁長官官房審議官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁でございます。先ほど警察庁のほうからも説明で申し上げましたとおり、「二次的被害」という言葉を用いることにしたいと考えておりますけれども、先生御指摘のとおり、「二次被害」という言葉が用いられることについては承知しておりますけれども、殊、この犯罪被害者等基本計画につきましては、第3次計画における「二次的被害」という文言が示している内容と全く同じ内容を指すものとしてこの用語を使いますので、特段、「二次被害」というふうに変える理由が認められないということから、「二次的被害」を用いたいと考えております。

○飛鳥井議長 中曽根構成員。

○中曽根構成員 まだしっかり読み込んでいないので、逆に、すみません、質問をお願いします。

SNSによる誹謗中傷とか不適切な書き込みというのは、性犯罪・性暴力の被害者の方はもちろん多いわけなんですけれども、そのほかに殺人の被害者の方も、交通事故事件の被害者の方も、被害者あるいはもちろん御遺族も非常に傷つくというか、書き込まれたりすることによって悩んだり苦しんだり、二次的な被害を受けることになることが非常に多々あるんですが、その対応策というか、そういうのは基本計画の中に盛り込まれていましたでしょうか。私、ちょっとすみません、まだ読み込んでいないので、よく確認できていないところで申し訳ないんですけれども、そのような文言はありましたでしょうか。す

みません。

以上です。

○飛鳥井議長 これは警察庁でよろしいですか。

○中曽根構成員 警察庁ですね。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） 警察庁でございます。SNSに関する御指摘につきましては、重要なことであると考えております。今回の案文についてどのような形で盛り込まれているのか、盛り込まれていないかにつきましては、全体を改めて精査した上で、後日、説明させていただきたいと思っております。

○中曽根構成員 よろしく申し上げます。

○飛鳥井議長 それでは、武構成員お願いいたします。

○武構成員 11ページの2の安全の確保の（1）のところで、ちょっと教えていただきたいです。

私は犯罪被害者の遺族なんですけれども、こういう文章はとっても難しく、理解不足なので教えていただきたいんですけれども、この安全の確保というのは被害者のための安全の確保であると思うんですが、どうしてもその中に、最後に「加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ検討を行う」という、必ずこういう文言が入ることが多いわけなんですけれども、私たちは通知制度を使っている、自分たちがもらいたい内容が書かれていないことが多いんです。

例えば収容施設に入った後、通知をもらうんですが、1、2、3、番号があって、どこかに丸がしてあったり、そしてその他というのが多いそうなんです。そうしたら、毎回その他で来たりすると、どういうことだってと不安を抱えるんです。安全というか、安心感を得たいためにその通知制度を使うんですが、その中身を見ていることによって、不安をさらに抱えてしまうという現状があるんです。

ここに検討を行うって書いてあるんですが、今、簡単な通知しか来ないんですが、これからはもっと被害者が望むような通知が来るというのを期待してもいいんでしょうか。それはプライバシーとか、加害者のことを考えたら、やっぱりそこまではできないと。そこを考えておられるのか、私たちは期待していいのか、それをちょっとお聞きしたいです。

○飛鳥井議長 それでは、法務省お願いします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。御指摘いただいた、被害者等通知制度というふうには呼んでおりますが、加害者の処遇状況等について被害者の方に通知をするという中身になっておりまして、基本的には客観的な事実について通知をするということになって、運用はしておるかと思っております。ここの構成員御指摘の「加害者の改善更生、個人のプライバシーの問題などを総合的に考慮しつつ」というところにつきましては、全ての情報を通知できるものでもございませんで、プライバシーの問題というのはあるものですから、その相関関係の中で通知をしていくということにはなろうと思っております、被害者の方々の置かれた立場ですとか心情を踏まえまして、どこまで分かりやすい、ある

いは具体的な通知ができるかということについては、法務省でも検討しておるところでございます。

「更生保護の犯罪被害者等施策の在り方を考える検討会」というのがございまして、先日、報告書が出ました。その中に被害者等通知制度の通知の中身、内容について拡大することを、さらに検討するということが、例えば加害者の就業の状況ですとか、同居人の有無ということについて、通知の対象にできないかということが検討の対象になっております。今後も被害者通知制度の充実について、検討を深めてまいりたいと考えております。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

○武構成員 被害者の安全のためにどうぞ考えていただきたいです。お願いします。

○飛鳥井議長 そろそろ時間が押してきていますけれども、川出構成員何かありますでしょうか。よろしければ。

○川出構成員 最初の議題のところでは御紹介があった性犯罪・性暴力対策の強化の方針についてですが、資料1-5でいいますと2ページの「性犯罪者に対する再犯防止策の更なる充実」の⑥に、仮釈放中の性犯罪者等へのGPS機器の装着等について、諸外国の法制度等を把握した上で検討するという項目が挙げられています。この内容をこちらの基本計画に組み込むことも考えられると思うのですが、それが入っていないというのはなぜなのでしょう。

○飛鳥井議長 これはどうしましょう。内閣府あるいは法務省。法務省でお願いします。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。構成員御指摘の仮釈放中の性犯罪者等にGPS機器の装着を義務付けるかどうかということにつきましては、現在、その方向性も含めて検討中でございますので、現在の段階で計画に含めるまでには至っていないということでございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

○川出構成員 よろしいでしょうか。GPS機器の装着を義務付ける制度を導入するのではなく、それについて検討するということが計画の中に書き込むことは可能だと思いますが、それもしないのはなぜでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。御指摘をありがとうございました。GPS機器の装着につきましては、現在、法制審議会に法務大臣のほうから諮問をされて、法制審のほうで審議中ございまして、そういう意味でこちらの基本計画には書きにくいということで御理解を賜ればと存じます。

○飛鳥井議長 よろしいでしょうか。

○川出構成員 いま問題になっているGPS機器の装着は性犯罪の再犯防止を目的としたものであるのに対して、法制審への諮問で取り上げられているのは逃亡防止のためのGPS機器の装着ですので、両者は問題としている場面が違うと思いますが、いずれにしても、GPS機器の装着については、今の段階で制度の導入を前提に検討するというような形で計画に書くのは難しいということなんでしょうか。

○法務省大臣官房政策立案総括審議官 法務省でございます。構成員御指摘のとおり、GPSの機器を装着するかどうかにつきましては、プライバシーの問題等もあり、そもそもそういう制度にするかどうかも含めて検討中でございますので、現在の段階では計画には書きにくいということでございます。

○川出構成員 分かりました。結構です。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

私から1点だけ要望なんですけれども、7ページの第2の1の(1)「PTSD対策専門研修」の内容の充実ということなんですけれども、これは要望として、会場を設定して参加者を集めるというのはなかなか難しく、特に医療関係者は忙しいので、参加してもらうことは大変だと思うので、研修方式としてはオンラインとかeラーニング、そういうものを活用した形の研修会をまた御検討いただければと思います。

それでは、いろいろほかにも御議論あると思いますが、これは次回の会議でもう一度、この具体的な計画案文について御議論をいただきたいと思います。

時間が来ましたので、本日の議事は以上で終了したいと思います。

事務局から今後の予定についての御連絡をお願いします。

○警察庁長官官房参事官（犯罪被害者等施策担当） それでは、事務局から次回の会議日程について連絡申し上げます。

次回は9月17日木曜日午後2時から、場所は本日と同じ警察総合庁舎7階大会議室を予定しております。

開催方法としましては、今回と同様、ウェブ及び書面を利用した会議を予定しております。

次回会議におきましては、専門委員等会議として、新たな基本計画の骨子案を確定していただく予定でございます。

○飛鳥井議長 ありがとうございます。

それでは、これもちまして、第35回基本計画策定・推進専門委員等会議を終了いたします。

御多忙の中、御出席いただき、ありがとうございました。次回の会議ではもう少しテクニカルな面でも改善をしていくことを祈っております。

どうも皆様お疲れさまでした。